

定期提出書類の作成・提出にあたっての留意点 (公益法人)

【令和7年4月1日以降に開始した事業年度用】

福岡県 法務・県民情報課

- ◆ 本資料は、定期提出書類作成・提出にあたって特にご留意いただきたい事項をまとめたものです。定期提出書類作成・提出にあたっては、まずは「定期提出書類の手引き」（内閣府発行資料）等をご参照いただき、本資料は補助的にご活用ください。

1 事業報告に必要な書類

使用様式

◆ 以下の様式を使用し作成してください。

手続No：C2-2

手続名称：事業報告等の提出（令和7年4月1日以降に開始した事業年度に係るもの）

必要書類

◆ 右図赤枠の書類は、行政庁へ提出後、**公表対象**となります。

事業報告を含む財産目録等に個人情報に記載する場合には本人の了解を得るなど、個人情報の適切な取り扱いにご留意ください。

◆ 令和7年4月1日以降に開始した事業年度から追加、変更等となった書類

- ・ ⑧' ~⑩' の別表様式が変更
- ・ ⑭別表Hの作成要否（法人の区分経理の適用状況により異なる）
- ・ 事業報告に記載すべき事項の追加

事業報告等に係る提出書	
① 財産目録	
② 役員等名簿(令和7年事業年度末日における役員等記載)	
③ 報酬等支給基準	
④ キャッシュ・フロー計算書	
⑤' 運営組織に関する重要な事項(⑥+⑫+新規事項)	
⑥' 事業活動に関する重要な事項(⑤の一部+⑪+新規事項)	
⑬ 事業・組織体系図(⑤'の添付書類に)	
⑧' 新別表A 中期的収支均衡	}
⑨' 新別表B 公益目的事業比率(⑬の内容が統合)	
⑩' 新別表C 使途不特定財産額	
(⑭) 別表H 公益目的取得財産残額	
○ 特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類	
○ 資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類	
○ 指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類	
⑮ 社員名簿	
⑯ 貸借対照表及びその附属明細書	
⑰ 損益計算書及びその附属明細書	
⑱ 事業報告及びその附属明細書	公益目的事業の実施状況 ガバナンス事項（運営体制 充実のための取組）を記載
⑲ 監査報告	
⑳ 会計監査報告	
㉑ 確認書(国税)・納税証明書(地方税)	
㉒ 社員資格得喪の細則	
㉓ 会員等に係る細則	
㉔ 寄附の使途の特定内容が分かる書類	

○ 別表Hの作成要否について【区分経理の経過措置期間（令和10年3月31日までに開始する事業年度）の適用】

1. 区分経理を行っている法人→作成不要
2. 収益事業等を実施しないなど一定の要件を満たし区分経理の適用除外を選択する法人→作成不要
3. 2の要件を満たさずとも、引き続き従前と同様の経理（区分経理をしないこと）とする法人→**作成が必要**

2 事業報告の作成にあたっての留意点

① 別表A(1) 中期的収支均衡の計算

Ⓐ 令和7年4月1日以降最初に開始する事業年度に限り、「0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額」は全て空欄となります。

Ⓑ ここでは旧制度の剰余金の加算は行いません。(Ⓔ参照)

Ⓒ 公益充実資金の取崩又は剰余金解消策により取得した公益目的保有財産(一般純資産のみ)がある場合のみ、その減価償却費を記載してください。

Ⓓ 当該事業年度に発生した年度欠損額を記載してください(自動転記ではありません)。

継続して単事業年度で収支が均衡している法人等、欠損額の繰り越しを望まない場合は、法人の判断で「0」とすることも可能です。

Ⓔ 旧制度における未解消の剰余金があれば記載してください。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a ~	円		
b ~	円	円	円
c ~	円	円	円
d ~	円	円	円
e ~	円	円	円

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

法人の公益目的事業会計全額に係る収入と費用等を比較します。

	収入	費用	収入≧費用	収入<費用
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益・経常費用	1 円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	2	△ 円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)	3 0 円	0 円		
収益事業から生じた利益の繰入額	4 0 円			
収益事業から生じた利益の繰入額 その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	5 0 円			
合計	6 0 円	0 円	A 0 円	B 0 円

※公益目的事業会計において、指定資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算してください。

2. 年度剰余額/年度欠損額と残存剰余額/残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額(残存剰余額)	指定残存剰余額(A-C)	繰越した残存欠損額の発生事業年度	b	c	d	e
A 0 円	0 円	0 円	D 0 円	通算額	0	0	0	0
			E	通算後に残る額	0	0	0	0

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額(残存剰余額)	残存欠損額(B-J-F)	繰越した残存剰余額の発生事業年度	a	b	c	d	e
B 0 円	0 円	J 0 円	G 0 円	通算額	0	0	0	0	0
			H	通算後に残る額	0	0	0	0	0

旧制度分納済

← 旧制度における未解消の剰余金がある場合はまずこちらから解消

② 別表A（4） 剰余金解消策の明細

【上段】 令和7年4月1日以降に開始した事業年度において発生した剰余金の解消内容等を記載します。

Ⓐ 該当する解消策を1～3から選択し記載してください。

1. 公益目的保有財産の取得等に要した場合
2. 災害等による借入で行政庁に確認を受けたものの元本を返済した場合
3. その他公益目的事業に必要な不可欠として行政庁に確認を受けた場合

Ⓑ 解消内容を具体的に記載してください。

Ⓒ 令和7年4月1日以降最初に開始する事業年度においては、解消額は当該箇所に記載してください。

【別表A(4) (剰余額解消策の明細)】

解消策(剰余額の使途)及びそれにより充てたのか(解消額)を記載してください。

1"2年	解消内容	解消対象の剰余額					特定残存剰余額 (D)
		a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	
1	Ⓑ						Ⓒ
2							
3							
4							
5							
I	解消額合計	0	0	0	0	0	0

【下段】 旧制度における未解消の剰余金の解消内容等を記載します。

◆ 記載例に倣い、以下の項目を踏まえ具体的に記載してください。

- ・ 旧制度における未解消の剰余金額（発生年度別）
- ・ 当該事業年度に実施した解消策（内容）
- ・ 当該事業年度に解消した剰余金額、全額解消した場合はその旨
- ・ 残存剰余金額がある場合は、翌事業年度に予定している解消策（内容）

【旧制度における未解消の剰余金がある場合】

新制度施行(令和7年4月1日)より前に開始した事業年度における、収支相償の判定上未解消の剰余金がある場合には、発生年度別の未解消の金額、当該事業年度に解消した剰余金があれば、その金額及び内容を記載してください。

令和6事業年度の剰余金…〇〇円

令和6年度の剰余金が××円あったが、当該事業年度の年度欠損額●●円と通算を行い、残りの剰余金は〇〇円となった。当該剰余金〇〇円については、翌事業年度において、公益目的保有財産として××を取得する予定であり、その取得に充てることによって解消する予定である(詳細は別紙のとおり)。

③ 別表A(5) - 1、(5) - 2 公益充実資金の明細

◆ 公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金は廃止となり、公益充実資金に移行します。

従前の定期提出書類に記載していた情報から必要な情報を公益充実資金の明細に記載し提出してください。

◆ 収益事業等会計、法人会計に係る特定費用準備資金及び資産取得資金は、別表C(3)もしくはC(4)に記載します。

【旧】

事業番号	公	特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)			
将来の特定の活動の名称					
当該活動の内容					
計画期間(事業年度)		年度 ~	年度 (1 年間)		
当該活動の実施予定時期					
積立限度額の算定方法					
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)					

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	利益の 繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
0		円	円	0円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

【新】

【別表A(5) - 1(公益充実資金の明細)】

下表の水色欄(■)を記載ください、黄色欄(■)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末			
各資金の明細	実施時期(年度)×西暦	所要額	残高
		円	円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	
---------------	--

本年度末					
前期末残高	取崩額(合計値)	取崩額のうち資産取得分以外	積立額	今期末残高	積立限度額
円	円	0円	0円	0円	0円
各資金の明細	実施時期(年度)×西暦	所要額	取崩額(個別)	備考	
		円	円		

【別表A(5) - 2(公益充実資金の明細)】

0					
特定の事業又は資産取得等の名称					
当該活動の内容					
計画期間(目的設定～実施)		西暦	年	月	月数 (0 月)
所要額の算定方法					

⑥ 別表C(2) 控除対象財産

- Ⓐ 一例として、当該財産を公益目的事業と公益目的事業以外に共用している場合には、財産全体の使用の概要を記載の上、当該事業における使用面積、使用状況等を記載してください。
- Ⓑ 公益充実資金の取崩又は中期的収支均衡の剰余金の解消策として取得した財産については、取崩を充てた額や解消額を記載してください。
- Ⓒ 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く）を記載してください。

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産 取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰 余金の解消策に充てた額の管理 (※)
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
1	有形固定資産建物 (本館ビル・公1)	●●㎡(登記簿)全体の内 の○○%相当 鉄筋コンクリート 鉄骨造、地上○階建て	共用している建物(本館ビル)の 一部(○○%)を公益目的事業(公 1)の用に供している。	円	円	円	円	円		Ⓑ
2	有形固定資産建物 建物付属設備 (本館ビル・公1)		Ⓐ	円	円	円	円	円		当期取得価額 ●●●●円を公益充実 資金の取り崩しにより 取得している。
計(A)				0円	0円	0円	0円	0円		

(※)公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

6. 指定寄附資金(交付者の定めた用途に充てるために保有している財産) Ⓒ

番号	資金の名称	区分 (※)	交付者の定めた用途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
				円	円	円	円	円

⑦ 別表C（5）公益目的事業継続予備財産（当該財産を保有する法人のみ作成）

- Ⓐ 法人の実情に鑑み資金を保有する必要性を記載してください。
- Ⓑ 必要となる金額及びその理由・根拠を記載してください。
- Ⓒ 貸借対象表内訳表から記載します。ない場合は、別表C（2）の公益目的事業の財産合計額を資産合計とします。
- Ⓓ 【注意事項】 予備財産を保有しない法人もご一読ください
 公益目的事業継続予備財産を利用しない場合でも、3欄に公益目的事業会計の控除対象財産額が自動転記されるため、その計算結果を受けた別表C（1）で不適合になる場合があります。この場合、1欄に3欄と同額の数値を入れて公益目的事業継続予備財産をゼロにしてください。

【別表C(5) (公益目的事業継続予備財産)】

公益目的事業継続予備財産を保有する場合は、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性	公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下のi～ivの観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組		
Ⓐ			
②限度額	円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。	
Ⓑ			
③公益目的事業継続予備財産額	使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。		
②限度額	使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)	⇒	公益目的事業継続予備財産額
0 円	0 円		0 円

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額＝公益目的事業会計の資産額－負債の差額－公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	Ⓒ	円
公益目的事業会計の負債額	2		円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3		0 円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4		0 円

Ⓓ

⑧ その他提出書類（提出もれ等が多い書類）

◆ 事業報告の記載事項

・現在、法人法に基づき記載している事項（①、②）に加えて、認定法に基づき記載が必要な事項（③、④）が追加となっています。

① 法人の状況に関する重要な事項

② 体制の整備についての決定又は決議の内容が有る場合のその内容及び運用状況の概要について

③ 各事業年度における公益目的事業の実施状況

④ 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

◆ 公益充実資金の取り崩しの方法についての定め等（公益充実資金を補修している場合のみ）

◆ 特定費用準備資金に係る備置き書類等（特定費用準備資金を保有している場合のみ）

◆ 資産取得資金に係る備置き書類等（資産取得資金を保有している場合のみ）

・取崩の方法等について、定款の他に定めた規定等がある場合は、提出してください。

◆ 指定寄附資金に係る備置き書類等（指定寄附資金を保有している場合のみ）

・広く一般に募集されたものである場合には、その旨、募集期間、受け入れた財産の合計額、募集の方法、募集に係る財産の用途として定めた内容、金銭以外のものがある場合にその金銭以外のものの内容、広く一般に募集されたものでない場合には、当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（国若しくは地方公共団体又はこれの機関である場合にはこれらの名称）、受入日、受け入れた財産の合計額、当該財産を交付した者の定めた用途の内容、金銭以外のものがある場合の金銭以外のものの内容を、備置き、閲覧等の措置が講じられていることが必要ですので、当該備置き書類等を提出してください。

3 事業計画における、公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類（別紙2）作成の留意点

◆ 令和7年4月1日の制度改正前後における変更点

改正前：事業報告時には「別紙3」として、公益認定を受けた事業内容（申請書記載事項）や事業の実績の記載

改正後：事業計画時の提出書類（事業計画書等）の1つとして、公益認定を受けた内容を示す書類「別紙2」として行政庁に提出

◆ 注意点

公益認定申請書（変更の認定を受けた場合又は変更を届け出た場合にあってはそれらのうち最も遅いもの）に記載した各事業の内容を原則転記します。ただし、申請書に各事業の実績等を記載していたとしても、「別紙2」においては事業の実績の記載は不要となります。

◆ 記載様式について

○ 新様式を使用する法人

- ・ 令和7年4月1日(新法施行日)以降に公益認定申請し認定された法人
- ・ 令和7年3月31日までに公益認定申請し認定された法人のうち、令和7年4月1日以降に事業内容の変更認定を受け、その際に〈新様式〉への切り替えを行った法人

○ 旧様式を使用する法人

- ・ 令和7年3月31日までに公益認定申請し認定された法人のうち、令和7年4月1日以降に事業内容の変更認定を受けたが〈新様式〉への切り替えを行わなかった法人
- ・ 上記のいずれにも該当しない法人

4 令和6年会計基準への移行について

制度改正に伴い、新しい公益法人会計基準（令和6年会計基準）および運用指針が制定されています。

下記適用開始年度までに、遺漏なく新会計基準に移行していただくようお願いいたします。

◆ 適用開始年度

- ・ 令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から適用します。

ただし、令和10年（2028年）4月1日前に開始する事業年度までは、本会計基準によらず従前の会計基準（平成20年会計基準）を引き続き適用することができます（経過措置期間）。

◆ 適用時期（例）

- ・ 3月31日が決算日の法人・・・令和10年（2028年）4月1日開始事業年度から新会計基準を適用
- ・ 2月28日が決算日の法人・・・令和11年（2029年）3月1日開始事業年度から新会計基準を適用
- ・ 4月30日が決算日の法人・・・令和10年（2028年）5月1日開始事業年度から新会計基準を適用